

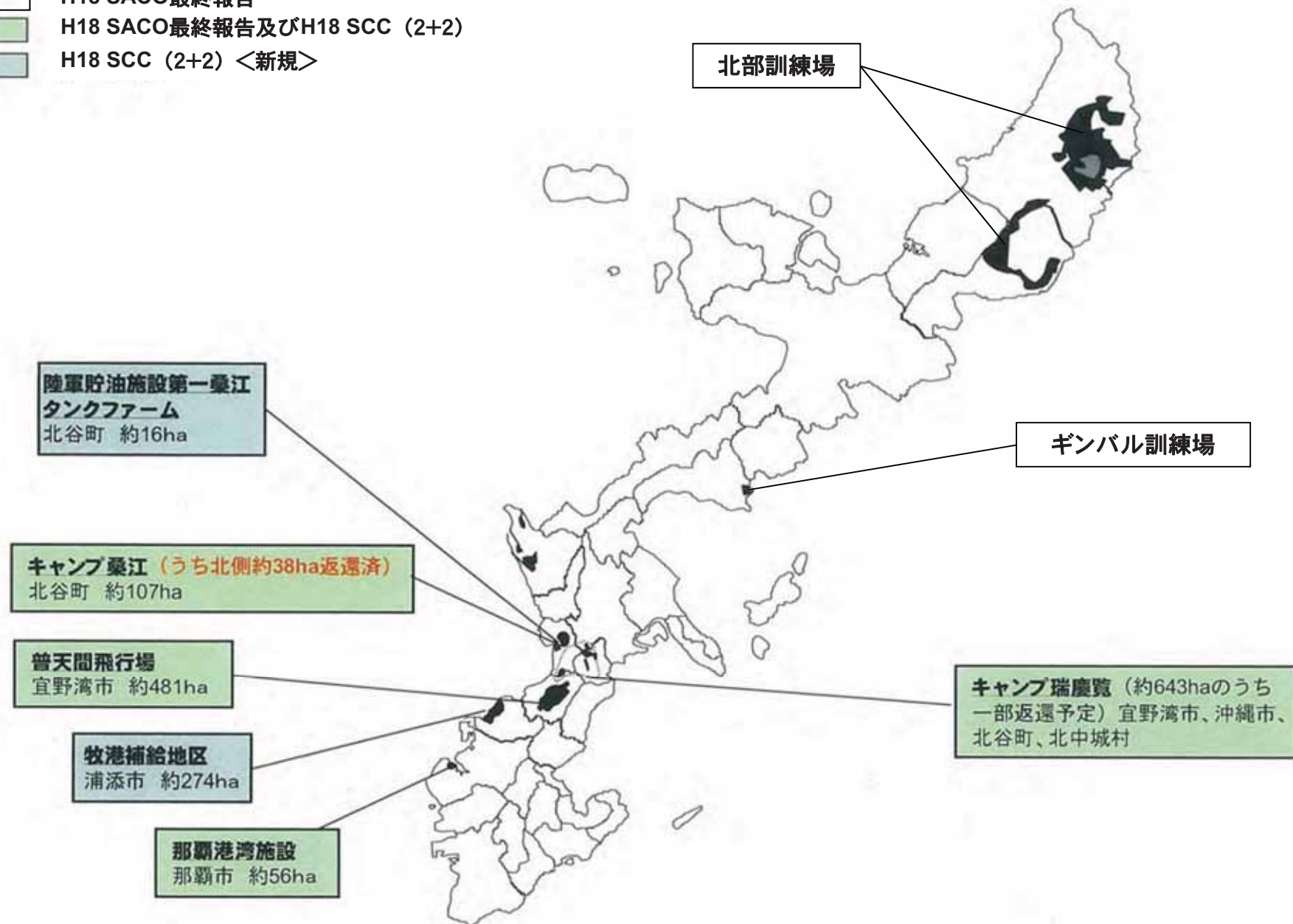
駐留軍用地跡地利用推進法（仮称） の新たな制度・施策

平成23年3月

沖 縄 県

返還合意された米軍施設（未返還施設）

-  H18 SACO最終報告
-  H18 SACO最終報告及びH18 SCC (2+2)
-  H18 SCC (2+2) <新規>



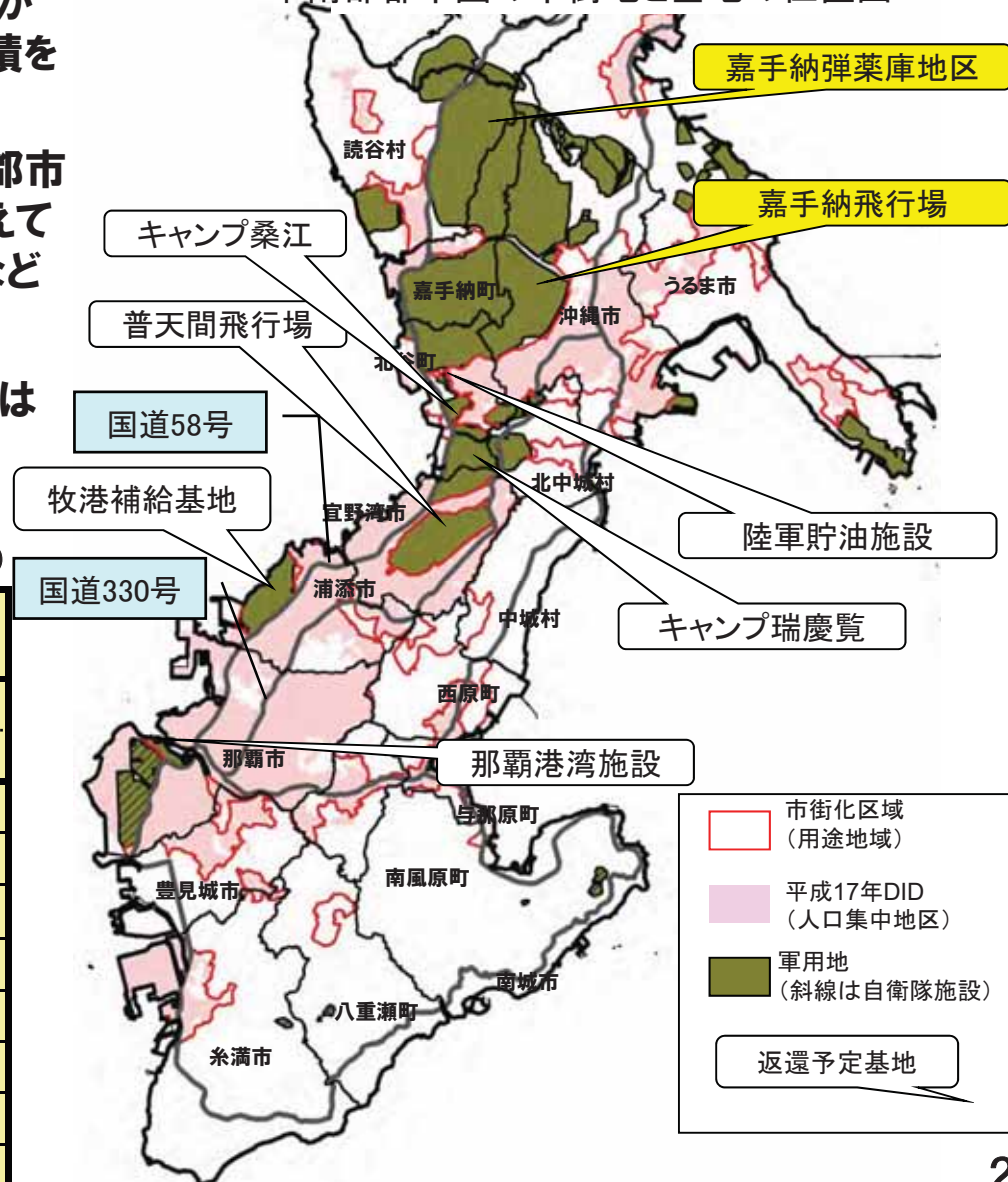
中南部都市圏の都市構造

- 中南部都市圏は、県民の8割強の約114万人が暮らし、全国の政令指定都市並みの人口、面積を有する。
- 市街地を分断する形で広大な基地が存在し、都市機能、交通体系、土地利用に大きな影響を与えている。また、基地に係る環境問題や事件事故なども発生。
- 一方で、過密な都市空間に出現する基地跡地は今後の振興発展の基盤となる。

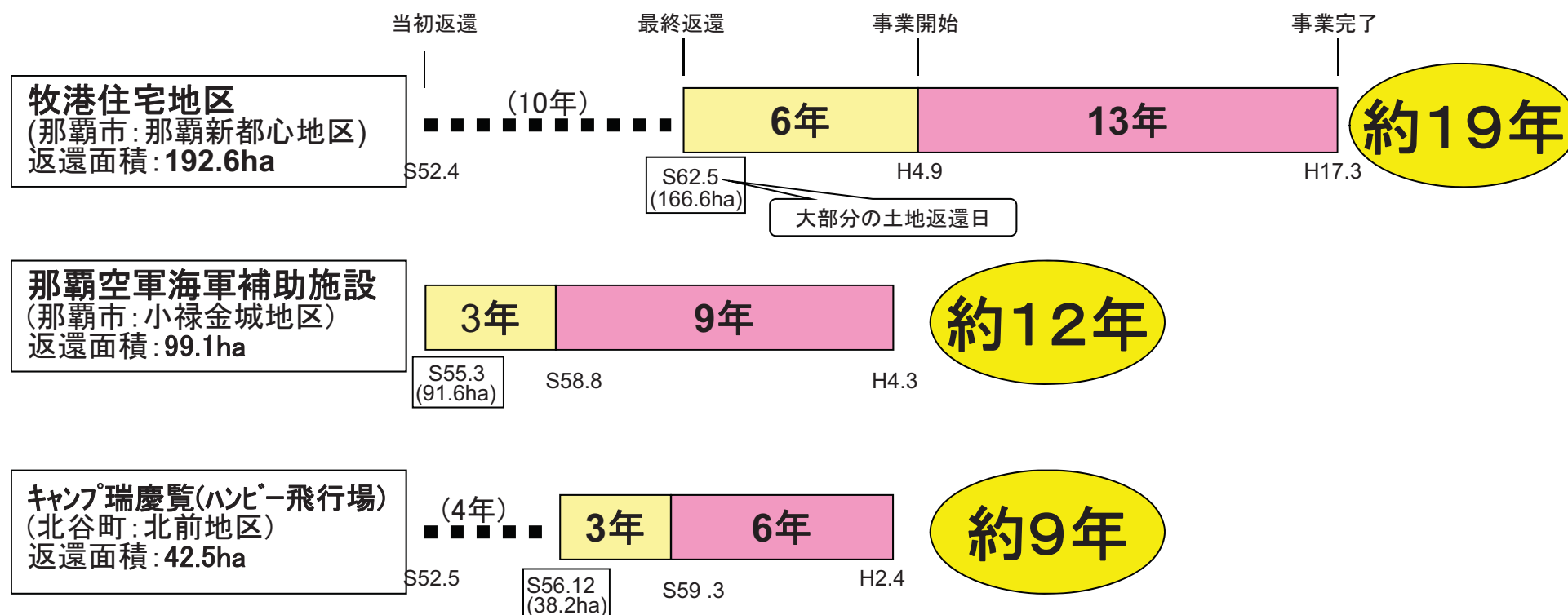
沖縄県中南部都市圏と主な政令指定都市との比較(H21.9現在)

	都市名	面積 (km ²)	人口	人口密度 (人／km ²)
1	沖縄県中南部都市圏	478.59	1,136,589	2,375
	(基地を除く)	(410.01)	1,136,589	(2,772)
2	札幌市	1,121.12	1,904,340	1,699
3	仙台市	788.09	1,033,442	1,311
4	さいたま市	217.49	1,211,628	5,571
5	横浜市	434.98	3,671,611	8,441
6	京都市	827.90	1,465,917	1,771
7	神戸市	552.80	1,536,395	2,779
8	広島市	905.13	1,170,479	1,293
9	北九州市	487.88	982,840	2,014
10	福岡市	341.11	1,450,149	4,251

中南部都市圏の市街地と基地の位置図



土地返還から事業完了までの期間



- 返還～事業完了の期間は跡地面積に比例、那覇新都心地区(192ha)は19年を要した。
- 普天間飛行場(481ha)、牧港補給地区(273ha)は那覇新都心地区より遙かに面積が大きく、これまでのペースでは20年以上を要することが予想される。
- 返還前の基地内立入調査により、返還後の早期事業化を図ることが重要
- 事業期間の短縮のために、ノウハウと権限を持った事業実施主体が必要

基地返還後の不発弾・汚染物質の発見

アワセゴルフ場(平成22年9月)

キャンプ桑江北側地区(平成22年8月)

鉛も検出5カ月放置

防衛局、県・町に謝罪

桑江北側返還跡地

2003年に返還された米軍キャンプ桑江北側(北谷町)の返還跡地で今年3月、米軍施設の廃材からアスベスト(石綿)が検出された問題で、鉛も検出されていたことが分かった。沖縄防衛局が25日、北谷町や県を訪れ、5カ月間連絡しなかったことを謝罪しながら説明した。アスベスト、鉛ともに含有量は不明。検出場所は町が一般住宅用に区画整理事業を進めているが、有害物質の発見で事業は約6カ月遅れる可能性も出てきた。(吉田伸、川上夏子)

含有量不明 開発遅れも

同局管理部の池田好次長らは同日、北谷町軍用地等地主会や町、県に有害物質検出の経緯を説明した。検出されたのは2カ所。計約1400立方分の範囲でアスベストや鉛のほか油分も発見されたが、物質それぞれは総量は特定できていない。飛散性はないという。今年11月に処理作業を完了し、12月から来年3月までに処理する方針を示したという。

池田管理部長は「数量測定や処理方法を局内で協議し、精査した上で説明する段取りだった。正確を期す」と考えていたが、情報伝達が遅れて申し訳ない」と釈明。県や業者と連携して処理していくと述べた。

含有量は処理作業を行いながら随時、特定していく。野国昌幸北谷町長は「ささいなことでも役場、地主、県、関係機関に知らせなければ、結果として隠されたことになる」と苦言を呈し、認識を示した上で「県とし

琉球新報 沖縄タイムス

H22年 8月 26日(木)

朝・夕 25面

大量未使用・不発弾

糸満市で2003年の不発弾が見つかった衝撃をめぐり、ぬ中、北中城村の泡瀬ゴルフ場跡地から3発近い未使用弾が見つかったことが9日、分かった。地中に埋蔵物があつた。住民や地権者は驚き、同時に不安を募る。戦後65年、沖縄戦の傷跡がまだ残る中で、跡地利用への影響も懸念されている。

足元日常に潜む恐怖

上原市長 現場視察 一磁気探査の周知

地元・地権者 怒りと不安 「跡利用法的整備を」

「泡瀬ゴルフ場跡」

「北中城」泡瀬ゴルフ場跡地内で大量の未使用弾が見つかった。地元の関係者や地権者からは驚きと跡地に建設される予定の大型ショッピングモール建設に遅れが出ないか不安視する声が上がった。



吉村正夫会長は「沖縄の人間として米軍に『処理をせよ』に加減だ」といふ気持ちがあるが、今は防衛の処理に任せるしかない」と述べ、「区画整理などには、当然邪魔ならなくなる。遅れが出ないで済むのを祈る」と話した。

泡瀬ゴルフ場を運営する垣野北や城村長は「これだけたくさんのが出てくるとは思わなかった。米



琉球新報 沖縄タイムス

H22年 9月 10日(金)

朝・夕 33面

駐留軍用地跡地利用推進法〈仮称〉の制定

日米安全保障協議委員会承認(H18.5)「在日米軍再編実施のためのロードマップ」
嘉手納飛行場より南の大規模な返還合意

沖縄21世紀ビジョン(H22.3)※大規模な基地返還とそれに伴う県土の再編
沖縄振興計画等総点検報告書(H22.4)

(今後の跡地利用における問題点・課題)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1.基地内立入制限 | 5.不発弾確認のための負担増 |
| 2.給付金支給における地権者の不利益 | 6.用地先行取得の遅れ |
| 3.大規模返還跡地の一体的整備 | 7.国有財産の譲渡等 |
| 4.文化財調査の長期化 | |

沖縄振興特別措置法(H14.4制定)

第7章 跡地利用の促進及び円滑化のための特例措置

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う
特別措置に関する法律(軍転特措法)
(H7.6制定)

H24.3失効

駐留軍用地跡地利用推進法〈仮称〉 ※H24.4施行

新たな法制度提案における県の基本スタンス

跡地利用の推進は長年基地を提供してきた国の責務として行われるべきである

跡地の有効利用が沖縄県の自立的経済の発展につながるものとすべきである

新たな法制度提案の5つの基本方針

①国の責任を明確にして国が積極的に関与する仕組みとする

②沖縄振興費と別枠で予算を確保し、行財政上の様々な制度・施策が実施できる仕組みとする

③中南部都市圏の跡地利用は、国の責務として事業実施主体を確立し、国費により事業を実施する仕組みとする。

④給付金は、返還から跡地整備完了までの間を、土地が使用収益出来ないことに対する補償として支給する仕組みとする。

⑤沖振法第7章と軍転特措法を一元化し、新たな制度を盛り込んだ特別立法とし、すべての基地跡地の整備が終了するまでの恒久法とする。

特別立法に盛り込む新たな法制度・施策

1. 返還前の環境調査及び汚染等の原状回復措置徹底の制度化

2. 給付金制度の見直し
(支給期間の延長、上限額の廃止)

3. 中南部都市圏広域跡地
(仮称)の指定及び同跡地の
事業実施主体の確立

4. 行財政上の特別措置
・用地の先行取得等の推進制度
・新たな事業手法制度の創設
・跡地における産業振興地区制度の創設
・跡地における風景づくり制度の創設

5. 返還跡地国家プロジェクトの導入
(国営大規模公園、鉄軌道等)

6. 跡地利用推進のための調整
機関の設置

新たな制度・施策

駐留軍用地跡地利用推進法(仮称)の新たな制度・施策項目

1. 返還前の埋蔵文化財・環境調査及び汚染等に関する原状回復措置徹底の制度化
 - (1) 返還前の基地内立ち入り調査が着実に実施できる制度<拡充>
 - (2) 原状回復措置を徹底して行うための制度<拡充>
2. 給付金制度の見直し(新たな給付金制度の創設)<見直し>
3. 中南部都市圏広域跡地(仮称)指定及び同跡地の事業実施主体の確立<新規>
4. 跡地利用を促進するための行財政上の特別措置
 - (1) 公共用地先行取得等の推進制度の創設<新規>
 - (2) 新たな事業手法制度の創設<新規>
 - (3) 跡地における産業振興地区制度の創設<新規>
 - (4) 跡地における風景づくり制度の創設<新規>
5. 返還跡地国家プロジェクトの導入<新規>
 - ・国営大規模公園・鉄軌道系交通システム・骨格的道路網・高次都市機能
6. 跡地利用推進のための調整機関の設置<新規>
7. 自衛隊施設用地を、新たな法制度の対象とすること<新規>

1. 返還前の埋蔵文化財・環境調査及び汚染等に関する原状回復措置徹底の制度化 （関連法等：軍転法7・9条）

（1）返還前の基地内立ち入り調査が着実に実施できる制度＜拡充＞

（現状及び課題）

- ① 基地返還後の速やかな事業着手のため、返還前からの基地内立ち入り調査が重要。
現行法では国への基地内立入のあっせん申請までの規定しかなく、計画的な事前調査が困難な状況

（求める制度）

- ① 返還が大筋合意された基地で、返還前の基地内立ち入り調査が着実に実施できる制度

（2）原状回復措置を徹底して行うための制度＜拡充＞

（現状及び課題）

- ① 地権者への土地引き渡し後にも土壌汚染や不発弾の発見が頻繁。その処理で、使用収益の開始が遅れ地権者に不利益
- ② 現行政令において「国が調査を行う必要があると認める場合」にだけ措置を行う

（求める制度）

- ① 土地の引渡前までに国が土壌汚染除去等の原状回復措置を徹底して行う制度
- ② 新たな法に、国が講ずる措置の義務付け明記

2. 給付金制度の見直し （関連法等：沖振法98・103・104条、軍転法8条）

○給付金支給方法の変更＜見直し＞

（現状及び課題）

- ① 大規模跡地（面積300ha以上）と特定跡地（面積5ha～ 300ha ）の給付金支給期間の差は、地権者にとって不公平なもの
- ② 跡地整備は返還から事業完了まで10年以上を要するが、給付金支給期間は短く、地権者の負担大
- ③ 一年間の支給限度額（1,000万円）が設定され地権者に不利益
- ④ 返還後3年間の給付金支給期間の中での国の原状回復措置は不自然な形

（求める制度）

- ① 大規模跡地・特定跡地給付金制度を廃止し、公共事業実施箇所か否かで区分
- ② 公共事業実施箇所は、土地利用制限に対する補償的な意味合いで、使用収益開始までの期間について給付金を支給。
非公共事業実施箇所は、土地の引き渡し日から3年間の支給
- ③ 支給限度額（1,000万円）を撤廃し、全ての土地について給付金を支給
- ④ 現行の返還日からの給付金支給から、土地の引き渡し日からの支給へ変更

3. 中南部都市圏広域跡地(仮称)指定及び同跡地の事業実施主体の確立 (関連法等: 沖振法98・99・101条、21世紀ビジョン関連)

○中南部都市圏広域跡地の指定制度<新規>

(現状及び課題)

- ① 現行沖振法は大規模跡地(面積300ha以上)と特定跡地(面積5ha以上)で指定
- ② 中南部都市圏における大規模跡地に関しては、国の責務として国の積極的関与が必要
- ③ 膨大な資金と強力な組織を必要とする大規模返還跡地の開発は、地元市町村等では対応困難

(求める制度)

- ① 中南部都市圏における各返還跡地を一括りにして、中南部都市圏広域跡地として指定、地域主権の観点から広域跡地における跡地利用計画は県・市町村で策定
- ② 現行の大規模跡地と同様に、国は広域跡地の事業実施主体を確立し、跡地利用計画に基づき調査、用地買収、工事、給付金支給等を実施
- ③ 国の事業実施主体が行う事業は、全額国費で実施

4. 跡地利用を促進するための行財政上の特別措置

(1) 公共用地先行取得等の推進制度の創設＜新規＞

(現状及び課題)

- ① 公共用地が極端に少ない基地跡地では、返還前から用地の先行取得が必要
- ② 宜野湾市の普天間飛行場の用地先行取得は、財政難により計画的取得が困難な状況
- ③ 中南部都市圏広域跡地で計画される大規模な公共用地は、国の責務として国による用地先行取得が重要
- ④ 跡地の円滑な整備のため、国有財産の活用が鍵

(求める制度)

- ① 地方公共団体、地方土地開発公社に対する無利子での融資等制度
- ② 先行取得での譲与所得特別控除額を公拡法1千5百万円から収用法5千万円へ
- ③ 国家プロジェクトとしての公共施設用地等を国が先行取得する制度
- ④ 国有地を県・市町村等へ無償譲与・無償貸付が可能となる制度

(2) 新たな事業手法制度の創設＜新規＞

(現状及び課題)

- ① 現行制度では、満遍なく取得した土地を事業の際に集める手法がない
- ② 現行制度では、公共施設用地等の広大な土地を確実に確保する手法がない
- ③ 小中高校の建設が想定されるが、用地取得に対する補助メニューなし
- ④ 公営住宅用地の取得補助制度及び公的賃貸住宅の整備補助制度の拡充
- ⑤ 大規模返還跡地の整備では基地周辺の密集市街地との一体的整備が必要

(求める制度)

- ① 大規模公園等のため跡地全体から満遍なく先行取得した多くの土地を、事業実施の際に集約して大規模用地とする換地制度
- ② 不足する公共用地等の確保のため、地権者から一律の用地先行取得が可能となる制度
- ③ 小中高校用地の取得補助制度の復活及び校舎等の整備に際しての補助制度の
拡充
- ④ 公営住宅用地の取得補助制度及び公的賃貸住宅の整備補助制度の拡充
- ⑤ 跡地整備と密接に関連する道路及び密集市街地の面的整備に対する財政措置制度

(3) 跡地における産業振興地区制度の創設（関連法等：沖振法99条）＜新規＞

（現状及び課題）

- ① これまでの返還跡地では、いずれも短期的に収益の見込まれる大規模商業施設を中心とした金太郎飴的なまちとなり、新たな産業拠点の創出につながっていない
- ② 嘉手納以南の大規模な基地返還を機に、沖縄の自立的経済の構築を図っていくために、跡地内に新たな産業拠点の形成が求められる。
- ③ 跡地において産業拠点の形成を図るためには、土地所有者の意向に左右されない形での用地を確保と優遇策が必要である

（求める制度）

- ① 中南部都市圏広域跡地へ新たな産業拠点の形成を図るため産業振興地区を創設
- ② 産業振興地区は国が先行取得等により確保した国有地を集約換地して充て、県、市町村へ譲与
- ③ 産業振興地区への企業立地促進のため、各種優遇措置制度（駐留軍用地跡地特区制度）を創設

(4) 跡地における風景づくり制度の創設＜新規＞

(現状及び課題)

- ① 去る大戦や戦後の基地建設により、美しい沖縄の風景や街並みを喪失
- ② 中南部地域は平地部が基地に占有され、残された狭隘な土地での開発が進み、本来残すべき緑地等も極端に減少。しかし、緑地保全のための用地確保や換地手法など、現行法の枠組みでは対応が困難
- ③ 沖縄21世紀ビジョンでは、時間とともに風景や景観の価値が高まる「価値創造型のまちづくり」の推進と地球温暖化対策の先進的モデルとなる「低炭素島しょ社会」の実現を図る

(求める制度)

- ① 良好な景観形成に資する公共事業及び建築物に対する行財政上の措置＜新規＞
基地建設等により喪失した文化財等の復元に要する必要な行財政上の措置＜新規＞
- ② 跡地内の必要な緑地用地を確保するための土地の先行取及び買い取りに関する必要な行財政上の措置＜新規＞
- ③ 環境共生に資する公共事業、建築物等に対する必要な行財政上の措置 ＜新規＞
跡地全域の公共施設、建築物等におけるユニバーサルデザインの適用＜新規＞

(5) 返還跡地国家プロジェクトの導入 (関連法等: 21世紀ビジョン関連、沖振法99条)

返還跡地国家プロジェクトの導入＜新規＞

(現状及び課題)

- ① 沖縄21世紀ビジョンでは、基地返還跡地の有効利用と県土構造の再編を「自立経済構築」の大きな柱として取り組むとしている。

長年の基地の存在により歪んだ都市圏構造を抜本的に再構築するとともに、大規模基地返還跡地の着実な基盤整備と有効な土地利用を推進する国のプロジェクト事業が必要

(求めるプロジェクト制度)

- ① 国営大規模公園(仮称: 普天間公園)の建設＜新規＞
 - ・ 平和希求のシンボルや大規模災害時の広域防災拠点として
- ② 跡地を活用した鉄軌道系交通システムの導入＜新規＞
 - ・ 県土構造の再編、中南部都市圏の渋滞緩和、低炭素社会の実現を図る
- ③ 跡地を活用した骨格的な道路網の整備＜新規＞
 - ・ 県土構造の再編、中南部都市圏の骨格的道路網の整備・拡充
(仮称)中部縦貫道路、(仮称)中部横断道路、(仮称)宜野湾横断道路
- ④ アジア・太平洋地域の交流拠点及び国際貢献拠点の核となる高次都市機能の導入＜新規＞

6. 跡地利用推進のための調整機関の設置 (関連法令：沖振計3-9-1関連)

跡地利用推進のための調整機関の設置＜新規＞

(現状及び課題)

- ① 国・県及び関係市町村間の総合調整機能を果たしてきた跡地対策協議会は、平成18年5月に閣議決定された「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについて」で設置根拠が失われた状態

SCC合意等に基づく駐留軍用地返還に伴う跡地利用を、円滑にかつ計画的に推進していくために、国、県、関係市町村間の総合調整機能を安定的に確保する必要がある

(求める制度)

- ① 国・県及び関係市町村が連携し、計画的に進めていくための、法制度化による新たな調整機関の設置

7. 自衛隊施設用地を、新たな法制度の対象とすること＜新規＞

自衛隊施設用地を、新たな法制度の対象とすること＜新規＞

（現状及び課題）

- ① 沖縄の自衛隊施設は、沖縄返還協定の了解覚書によって、昭和47年の沖縄返還後に地権者へ土地が引き渡されることなく日本政府が引き続き使用

米軍による強制接收と米軍基地としての長期使用があったという歴史的背景は現在の駐留軍用地と何ら変わらず、また、自衛隊施設用地として日本政府に引き継がれる際に原状回復措置は行われていない

そのため、沖縄の自衛隊施設用地については、その返還が生ずる場合には現在の駐留軍用地と同様に跡地利用に関する特別の措置が講じられる必要がある

（求める制度）

- ① 駐留軍用地跡地利用に関する新たな法律の制定にあたっては、自衛隊施設用地を新たな法律の対象とする